定 例

成 27 年 3 月 17 日 とおり公示の方法によって送達する。 行政不服審査法 平成二十七年三月十七日 (昭和三十七年法律第百六十号)第四十二条第二項の規定により、

千葉県告示第二百二十七号

送達を受けるべき審査請求人の住所及び氏

葉県知事

鈴

木

栄

治

次

住民票上の住所 市原市姉崎九九二番地七レインボーハウス一〇八

現住所 不明

県営土地改良事業計画の決定 (二件) 行政不服審査法に基づく公示送達

示

家畜の伝染病予防検査の実施

(二件)

公示事項

氏名

西澤真

年法律第百四十四号)の規定による保護廃止決定処分及び保護停止決定処分に係る審査 るから、審査請求人は、当審査庁に出頭の上受領されたい。 請求について、当審査庁は、平成二十七年二月二十五日付けで裁決をしたが、審査請求 本は、当審査庁(健康福祉部健康福祉指導課)において保管し、 人の所在が不明のため、同人に裁決書の謄本を送達できない。よって、当該裁決書の謄 審査請求人が、平成二十六年十一月二十五日付けで提起した生活保護法 いつでもこれを交付す (昭和二十五

千葉県告示第二百二十八号

 $\overline{}$

 \bigcirc 七 兀 \equiv 三

 \bigcirc \bigcirc

公職選挙法令施行規程の一部を改正する告示

地方自治法等の規定に基づく直接請求に必要な選挙人の数

選挙管理委員会告示 都市計画道路の変更

警備員指導教育責任者講習の実施

公安委員会告示

警備員等の検定の実施

0

土砂災害特別警戒区域の指定 土砂災害警戒区域の指定(四件)

(四件)

道路の供用開始 道路区域の変更

 Ξ $\stackrel{-}{=}$ 市、 排水施設)計画を決定した。 大網白里市及び東金市の一部を受益地域とする県営清水地区土地改良事業(農業用用 地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条第一項の規定により、 茂原

その関係書類は、次のとおり縦覧に供する。

 Ξ 五. 翌日から起算して十五日以内に、千葉県知事に対して異議申立てをすることができる。 なお、この計画に不服がある場合には、同条第六項の規定により、 縦覧期間満了の

る決定を経た場合に、 また、この計画については、処分の取消しの訴えを提起できず、同条第七項の規定によ 同条第十項の規定により、 当該決定に対してのみ取消しの訴えを提

平成二十七年三月十七日

起することができる。

六 六 六 五.

縦覧に供する書類の名称

千

葉県知事

鈴

木

栄

治

七

0

公立学校教員採用候補者選考の実施

教育委員会教育長公告

都市計画道路の関係図書の縦覧(二件)

公共測量の実施 (五件)

土地改良区清算人の就任

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の新設の届出

(二件)

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見の概要(二件)

落札者等の公告

(二件)

特定調達公告

正

成二十五年三月二十九日付け県報号外第一七号中

告

県営清水地区土地改良事業計画書の写し

八 縦覧期間

平成二十七年三 |月十八日から四月十四日まで

八 縦覧場所

茂原市役所、 大網白里市役所及び東金市役所

平

示

平成二十七年三月十七日

<u>平成</u> 27年3 月

た。 の一部を受益地域とする県営野田地区土地改良事業(農業用用排水施設)計画を決定し

葉県告示第二百二十九号

地改良法

(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条第一項の規定により、

匝瑳市

その関係書類は、 次のとおり縦覧に供する。

翌日から起算して十五日以内に、千葉県知事に対して異議申立てをすることができる。 この計画に不服がある場合には、同条第六項の規定により、 縦覧期間満了の

る決定を経た場合に、 起することができる。 また、この計画については、 同条第十項の規定により、 処分の取消しの訴えを提起できず、同条第七項の規定によ 当該決定に対してのみ取消しの訴えを提

平成二十七年三月十七日

千葉県知事

鈴

木

栄

治

5 4

縦覧に供する書類の名称

縦覧期間 県営野田地区土地改良事業計画書の写し

平成二十七年三月十九日から四月十五日まで

三 縦覧場所

|瑳市役所

千葉県告示第二百三十号

検査、 蛆病検査を次のとおり実施する。 病原性鳥インフルエンザ検査及び低病原性鳥インフルエンザ検査、鶏のサルモネラ・プ 查、牛、 ブルセラ病検査、結核病検査、 ひる、うずら、きじ、 イルス性下痢・粘膜病検査、アイノウイルス感染症検査、牛流行熱検査及びイバラキ病検 ーラムによる家きんサルモネラ感染症検査及び鶏マイコプラズマ病検査並びに蜜蜂の腐 家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第五条第一項の規定により、 オーエスキー病検査、豚繁殖・呼吸障害症候群検査及び豚流行性下痢検査、 めん羊及び山羊の伝達性海綿状脳症検査、馬の馬伝染性貧血検査、豚の豚コレラ だちょう、 ヨーネ病検査、アカバネ病検査、チュウザン病検査、牛ウ ほろほろ鳥及び七面鳥 (以下「家きん」という。) の高 鶏、あ 牛の

千葉県知 鈴 木 栄 治

実施の目的

障害症候群及び豚流行性下痢、 び山羊の伝達性海綿状脳症、 牛のブルセラ病、 [染症及び鶏マイコプラズマ病並びに蜜蜂の腐蛆病の発生予防のため 結核病、 馬の馬伝染性貧血、豚のオーエスキー病、 ヨーネ病及び牛ウイルス性下痢・粘膜病、 鶏のサルモネラ・プローラムによる家きんサルモネラ 豚繁殖・呼吸 牛、 め ん羊及

> エンザの発生予察のため 牛のアカバネ病、 豚の豚コレラ並びに家きんの高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフル チュウザン病、 アイノウイルス感染症、 牛流行熱及びイバラキ

実施する区域

県内全域

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼育している牛で、各家畜保健衛生所長が必要と認めたも

実施区域内で飼育しているめん羊又は山羊で、各家畜保健衛生所長が必要と認

2

もの

実施区域内に在きゅうする馬で、 各家畜保健衛生所長が必要と認めたも

実施区域内で飼育している豚で、各家畜保健衛生所長が必要と認めたも

実施区域内で飼育している鶏で種卵採取を目的とするもの及び実施区域内で飼育

ている家きんで各家畜保健衛生所長が必要と認めたもの

実施区域内で飼育している蜜蜂で、各家畜保健衛生所長が必要と認めたも 実施区域内で月齢又は推定月齢が満四十八月以上で死亡した牛の死体で、 衛生所長が必要と認めたもの 各家畜保

7 6

8 実施区域内で月齢又は推定月齢が満十二月以上で死亡しためん羊又は山羊の死体

で、各家畜保健衛生所長が必要と認めたもの

兀 実施の期日

平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間において、 各家畜保

五. 検査の方法

衛生所長がそれぞれ指定する日

1 体結合反応)、疫学的検査及び臨床検査 牛のブルセラ病検査にあっては、血清学的検査 (凝集反応、 酵素免疫測定法及び補

牛の結核病検査にあっては、ツベルクリン検査、

3 牛のヨーネ病検査にあっては、ヨーニン検査、 細菌学的検査(糞便培養法) 疫学的検査及び臨床検

学的検査 (酵素免疫測定法及び補体結合反応)、 遺伝子学的検査、 疫学的検査及び臨

4 ウイルス感染症検査、 牛のアカバネ病検査、チュウザン病検査、 牛流行熱検査及びイバラキ病検査にあっては、血清学的検査、チュウザン病検査、牛ウイルス性下痢・粘膜病検査、アイノ

(中和試験)、疫学的検査及び臨床検査 牛、めん羊及び山羊の伝達性海綿状脳症検査にあっては、疫学的検査及び臨床検査

5 6 沈降反応)、 馬の馬伝染性貧血検査にあっては、 疫学的検査及び臨床検査 血清学的検査 (酵素免疫測定法及び寒天ゲル内

7 豚の豚コレラ検査にあっては、 検査及び臨床検査 血清学的検査 (酵素免疫測定法及び中和試験)、 疫 平成27年3月17日(火曜日)

酵素免疫測定法)、疫学的検査及び臨床検査 豚の豚流行性下痢検査にあっては、血清学的検査(中和試験)、 疫学的検査及び臨

豚の豚繁殖・呼吸障害症候群検査にあっては、

血清学的検査

(間接蛍光抗体法及び

(集反応、中和試験及び抗体識別酵素免疫測定法) 、疫学的検査及び臨床検査

ては、血清学的検査(酵素免疫測定法、寒天ゲル内沈降反応及び赤血球凝集抑制反 三 家きんの高病原性鳥インフルエンザ検査及び低病原性鳥インフルエンザ検査にあっ

12 ズマ病検査にあっては、血清学的検査(凝集反応) 応)、遺伝子学的検査、ウイルス学的検査、 鶏のサルモネラ・プローラムによる家きんサルモネラ感染症検査及び鶏マイコプラ 疫学的検査及び臨床検査

13 遺伝子学的検査及び臨床検査(肉眼的検査) 蜜蜂の腐蛆病検査にあっては、細菌学的検査(細菌培養及び脱脂乳による試験)、

ト法及び免疫組織化学的検査 牛の死体の伝達性海綿状脳症検査にあっては、 酵素免疫測定法、 ウエスタンブロッ

及び免疫組織化学的検査 めん羊及び山羊の死体の伝達性海綿状脳症検査にあっては、ウエスタンブロット

千葉県告示第二百三十一号

のとおり変更した。 (昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、 道路の区域を次

七年三月十七日から三週間、縦覧に供する その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び銚子土木事務所において、 平成二十

平成二十七年三月十七日

千葉県知事 鈴 木

栄

治

道路の種類

県道

路線名 銚子旭線

変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長

3 万	17	<u> </u>	()/	、唯
番一地先まで	先から三一一	三一二番一地	銚子市猿田町	区間
	後		前	変更の前後別
<u></u>	_		九	敷
· 九	・三七、	· 六	四九,	地
六メー	七メー	ハ六メー	メート	の
トル	トル	トル	ルか	幅
まで	から	まで	ら	員
	二一六・七二メート		二一六・七二メート	延
	·七二,		· 七二,	
	メート		メート	
	ル		ル	長

千葉県告示第二百三十二号

(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次

豚のオーエスキー病検査にあっては、血清学的検査(酵素免疫測定法、ラテックス のとおり変更した。

七年三月十七日から三週間、 その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び印旛土木事務所において、 縦覧に供する。 平成二十

平成二十七年三月十七日

千葉県知事

鈴

木

栄

治

路線名 道路の種 佐倉印西線

変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長

	前一、	一地先から字	雪済九六一番	佐倉市岩名字		一地先まで	雪済九六一番	二地先から字	大作九五四番	佐倉市岩名字	で	四番二地先ま	名字大作九五	一地先から岩	竹内一四三番	佐倉市下根字	区間
		後		前		В	+	後 A		前 A				後		前	前後別の
-		— 五.	— 五	七・	四一	二七	五.	$\overline{}$	— 五	<u> </u>			五八		七	八	敷
_	· -	<u>=</u>	· <u>=</u> C	三〇メ		八〇	七〇	五〇	七〇	五〇			· _	兀	· 六〇		地
7	メール]	メー	1	メー	メー	メー	メー	メー	メー			メー	メー	メー	卜	0)
1	レ	ル	ル	カュ	ル	トルか	ル	ル	ル	ル			トルま	ル	ル	カン	幅
		Š	って		らで	Š	で	Š	らで	Š				ら	って		員
)	レ	八一	ル	八一	ル	五五五五	ル	八四	ル	八四			ル	一六三	ル	一六三	延
		<u>•</u>		· =		· 七				•				· ○		· 0	
		○ メ		ノメ		○ メ		○ メ		ノメ				○ メ		ノノ	
		<u>۱</u>		<u>۱</u>		<u>۱</u>		<u>۲</u>		<u>۲</u>				<u>۱</u>		<u>۲</u>	長
										う。	分 **	敷地	表示	係図	B は	Α	摘
											とい	の 区	する	面に	関	及 び	要
		前也一	お担こまで		1	四一・二〇メートルまで ル ロー・二〇メートルまで ル 大から字 後	先まで B 二七・八〇メートルまで ル 一二〇メートルまで ル 一二〇メートルまで ル 二八・二〇メートルまで ル 二二〇メートルまで ル 二八・三〇メートルまで ル 二八・三〇メートルまで ル 二八・三〇メートルまで ル	九六一番 + 一五・七〇メートルまで ル たまで B 二七・八〇メートルまで ル 九六一番 一五・三〇メートルまで ル たから字 後 一五・三〇メートルまで ル 二八・一〇メートルまで ル 二八・三〇メートルまで ル	先から字 後A 一〇・五〇メートルから 一八四・二〇 大まで B 二七・八〇メートルから 一五五・七〇 木六一番 + 一五・三〇メートルまで ル 一五・三〇メートルまで ル 一五・三〇メートルまで ル 二八一・三〇 大から字 後 一五・三〇メートルから 二八一・三〇 一、一四 二〇メートルから 二八一・三〇	 九五四番 一五・七○メートルまで ルカ六一番 + 一五・七○メートルまで ルカ六一番 + 一五・七○メートルまで ルカ六一番	市岩名字 前A	カー	一五・三〇メートルから 二八一・三〇メート かものにます。	五八・一〇メートルまで ル 表示す 大作九五 五八・一〇メートルまで ル	先から岩 後 二三・四○メートルから 一六三・○○メート	一四三番	下根字 前 ハ・二〇メートルから 一六三・〇〇メート A及四三番

千葉県告示第二百三十三号

月十七日から次の道路の供用を開始する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、 平成二十七年三

七年三月十七日から三週間、縦覧に供する。 その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び銚子土木事務所において、 平成二十

平成二十七年三月十七日

葉県知事 鈴 木 栄 治

急傾斜地の崩壊	次の図面	館山市佐野の区域のうち、	佐野五		がす区域	 に示	
		に示す区域		急傾斜地の崩壊	日市布良の区域のうち、次の図面	布良四館山	
急傾斜地の崩壊	、次の図面	館山市佐野の区域のうち	佐野四		がす区域	に示	
		示す区域		急傾斜地の崩壊	日市布良の区域のうち、次の図面	布良三館山	第
急傾斜地の崩壊	、次の図面	館山市佐野の区域のうち、	佐野三		がす区域	に示	<u>.</u> 1
		示す区域		急傾斜地の崩壊	山市作名の区域のうち、次の図面	作名一三 館山	<u>3 0</u>
急傾斜地の崩壊	、次の図面	館山市山荻の区域のうち、	山荻七		かす区域	に示す	0 (
		示す区域	:	急傾斜地の崩壊	H市作名の区域のうち、次の図面	作名一一 館山	<u>3 号</u>
急傾斜地の崩壊	、次の図面	館山市山荻の区域のうち	山荻六		がす区域 これの	に示す	
				急傾斜地の崩壊	日市作名の区域のうち、次の図面	作名八 館山	
急傾斜地の崩壊	ち、次の図	館山市東長田の区域のう	東長田一五		に示す区域	に示	
		に示す区域		急傾斜地の崩壊	日市作名の区域のうち、次の図面	作名七 館山	
急傾斜地の崩壊	ち、次の図	館山市東長田の区域のう	東長田一一		に示す区域	に示	<u>-</u>
		に示す区域		急傾斜地の崩壊	山市山本の区域のうち、次の図面	山本三館山	
急傾斜地の崩壊	ち、次の図	館山市東長田の区域のう	東長田一〇		に示す区域	に示	
<u> </u>	j (に示す区域しまり		急傾斜地の崩壊	山市二子の区域のうち、次の図面	二子四館山	<u>葉</u>
急頃斜地の崩壊	ち、欠の図	館山市西長田の玄或のう	西長田七		示す区域	面に示	
力 C 肩	Ž C	に示す区域に示す区域		急傾斜地の崩壊	山市波左間の区域のうち、次の図	波左間五 館山	
急項料地の崩喪	うち、欠の図	田の区或の	西亳田六		に示す区域	面に	ļ
		に示す区域		急傾斜地の崩壊	波	波左間匹 館山	果
急傾斜地の崩壊	、次の図面	館山市布良の区域のうち	布良一三	1	を受力してはいるのでは、するとは、		
		に示す区域		作弁士の月	区域のはずるです。		
急傾斜地の崩壊	、次の図面	館山市布良の区域のうち、	布良一二	急頃斜地の崩壊	山市皮上間の区域のうち、次の図しまります。	皮 目	i
		に示す区域		急値余せ の覚壊	に示す区域の区域の2000年) めの図	波方間 面ご	報
急傾斜地の崩壊	、次の図面	館山市布良の区域のうち、	布良一一	はは、中国の対象を	え三月)で払う・つ、こう	777	
		に示す区域		重質した。	指定の区域	区域の名称	平成
急傾斜地の崩壊	、次の図面	館山市布良の区域のうち、	布良九	砂災害の発生原因と	- 		दे 27
		に示す区域		·· 如事	-	5 F - - - - - -	年
急傾斜地の崩壊	、次の図面	館山市布良の区域のうち	布良八	2年產 天日北京十分	七日のは、一名のでは、	一十七年三月	
		示す区域		土沙災害警戒区域を旨定する。 土沙災害警戒区域を旨定する。	規定こより、欠のとおりける土砂災害防止充策の	十七号)第七条第一頁の土砂災害警戒区域等にお	<u>17</u> E.
急傾斜地の崩壊	、次の図面	館山市布良の区域のうち、	布良七			二少% 高级工程第二分元素 电电子电子 医二甲甲甲二甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲	
		に示す区域			31 215	美灵片 17 第 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
急傾斜地の崩壊	、次の図面	館山市布良の区域のうち	布良六				曜日
		に示す区域		元から三一一番一地先まで	銚子市猿田町三一二番一地先か	銚 子 旭])
急傾斜地の崩壊	次の図面	館山市布良の区域のうち、	布良五	始の区間	名 供 用 開 ,	路線	

平成	₹ 27	′ 年	3 月	17	目	(J	(曜)	目)			_ 				<u>葉</u>			ļ	果			:	報				第	1 3	0 0	3	号			
	平塚六		平塚五		平塚四		平塚三	2			平成	五十七号)第七条	土砂災害警戒区域等に	千葉県告示第二百三十五号	一新聞に	へて従覧こ共計る。		Ē	- ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		竜岡二		神余三一		神余二一		神余二〇		神余二		神余一		佐野六	
示す区域	白井市平塚の区域のうち、次の図面	に示す区域	白井市平塚の区域のうち、次の図面	に示す区域	白井市平塚の区域のうち、次の図面	に示す区域	白井市平塚の区域のうち、次の図面	[]	指定の区域	千葉県	日	の規定により、次のとおり	ける土砂災害防止対策の	三十五号		。) 《 剛 1 一 千	、自各し、二等県県二冬南ド丁川・ラードカ	示す玄威の日本のです。その日	宿山市竜岡の区域のうち、欠の図面は方では地	示す玄或	館山市竜岡の区域のうち、次の図面	に示す区域	館山市神余の区域のうち、次の図面	に示す区域	館山市佐野の区域のうち、次の図面	に示す区域								
	急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊	自然現象の種類	土砂災害の発生原因となる	知事 鈴 木 栄 治		を指定する。	推進に関する法律(平成十二年法律第			学設及で多戸日才事務所に備える	とが そうニマ 事 安斤 二前 と	作分せる	急頃斗地の崩喪		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊	
	平成二十七年三月十七	五十七号) 第七条	土砂災害警戒区	千葉県告示第二百三十六号		いて縦覧に供する。	(「次の図面」		復二		清戸七		清戸六		清戸四	ļĒ	清戸三		白井一		/	伸々迴六		神々廻五		神々廻二		平塚一〇		平塚九		平塚八		平塚七
千	三月十七日	第七条第一項の規定により、次のとおり土砂災	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	三十六号			は、省略し、千葉県県土整備部河川	示す区域	白井市復の区域のうち、次の図面に	に示す区域	白井市清戸の区域のうち、次の図面	に示す区域	白井市清戸の区域のうち、次の図面	に示す区域	白井市清戸の区域のうち、次の図面	に示す区域	白井市清戸の区域のうち、次の図面	の図面に示す区域	白井市白井及び復の区域のうち、次	す区均	计区域 医共产生	白井市神々廻の区域のうち、欠の図	す区域	白井市神々廻の区域のうち、次の図	面に示す区域	白井市神々廻の区域のうち、次の図	に示す区域	白井市平塚の区域のうち、次の図面	に示す区域	白井市平塚の区域のうち、次の図面	に示す区域	白井市平塚の区域のうち、次の図面	に示す区域	白井市平塚の区域のうち、次の図面
葉県知事 鈴 木 栄 治		のとおり土砂災害警戒区域を指定する。	に関する法律(平成十二年法律				環境課及び印旛土木事務所に備え		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		力の対象	急頃斜地の崩喪	;	急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊								

003号		_壬		葉	ļ	<u></u>	報	7	区成 27	年 3 月	17 日	(
五十七号)第七条第一項の土砂災害警戒区域等にお	いて縦覧に供する。(「次の図面」は	飯積	酒々 井 五	本佐倉八	本佐倉七	本佐倉六	本佐倉五	柏木五	柏木四	柏木三	下岩橋六	
或等こおける上沙災害方上対策の隹隹こ関ける 三十七号)、省略し、千葉県県土整備部河	次の図面に示す区域の図域のうち、印旛郡酒々井町飯積の区域のうち、	ち、次の図面に示す区域印旛郡酒々井町酒々井の区域のう	次の図面に示す区域郡酒々井町本佐倉の区	ち、次の図面に示す区域印旛郡酒々井町本佐倉の区域のう	ち、次の図面に示す区域印旛郡酒々井町本佐倉の区域のう	ち、次の図面に示す区域印旛郡酒々井町本佐倉の区域のう	次の図面に示す区域の図域のうち、印旛郡酒々井町柏木の区域のうち、	次の図面に示す区域印旛郡酒々井町柏木の区域のうち、	次の図面に示す区域印旛郡酒々井町柏木の区域のうち、	ち、次の図面に示す区域印旛郡酒々井町下岩橋の区域のう	
	川環境課及び印旛土木事務所に備え	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	地の	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	

印旛郡栄町安食台及び安食の区域の 指定の区域 千葉県知事 急傾斜地の崩壊自然現象の種類 鈴 木

うち、次の図面に示す区域

の 急傾斜地の崩壊 いて	自然現象の種類	土砂災害の発生原因となる			を指定する。	逓に関する法律(平成十二年法律第┃┃┃	Var.		目が 三之 事矛 見い 位 之 世	R竟果及び印審上木事务所こ備之置	(元)	也した	信仰条地の崩壊 一次	急質斗也つ前	5		つ 急傾斜地の崩壊		7 急傾斜地の崩壊		7 急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		7 急傾斜地の崩壊			の 種 類	土砂災害の発生原因となる
て縦覧に供する。	(「次の図面」)		酒直五		酒直四		酒直三		酒直二		酒直一		安食九		安食八		安食七		安食六		安食五		安食四		須賀四		須賀二		須賀二		興津二		興津一
	は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及	図面に示す区域	印旛郡栄町酒直の区域のうち、次の	図面に示す区域	印旛郡栄町酒直の区域のうち、次の	図面に示す区域	印旛郡栄町酒直の区域のうち、次の	図面に示す区域	印旛郡栄町酒直の区域のうち、次の	図面に示す区域	印旛郡栄町酒直の区域のうち、次の	図面に示す区域	印旛郡栄町安食の区域のうち、次の	図面に示す区域	印旛郡栄町安食の区域のうち、次の	図面に示す区域	印旛郡栄町安食の区域のうち、次の	図面に示す区域	印旛郡栄町安食の区域のうち、次の	うち、次の図面に示す区域	印旛郡栄町安食及び安食台の区域の	図面に示す区域	印旛郡栄町安食の区域のうち、次の	図面に示す区域	印旛郡栄町須賀の区域のうち、次の	図面に示す区域	印旛郡栄町須賀の区域のうち、次の	図面に示す区域	印旛郡栄町須賀の区域のうち、次の	図面に示す区域	印旛郡栄町興津の区域のうち、次の	図面に示す区域	印旛郡栄町興津の区域のうち、次の
	児課及び印旛土木事務所に備え置		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊

ち、次の図面に示す区域印旛郡酒々井町下岩橋の区域のう

指定の区域

1 項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。 市上で上で大式
定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。
佐野四
佐
次館 次館 次館 次館 次館 ち館 ち館 ち館 ち館 ち館 次館
山市布良の区域のうち、山市布良の区域のうち、山市布良の区域のうち、山市布良の区域のうち、山市市内の図面に示す区域のの図面に示す区域の方ち、の図面に示す区域の方ち、の図面に示す区域の方ち、次の図面に示す区域の方ち、次の図面に示す区域の方ち、次の図面に示す区域の方ち、次の図面に示す区域の方ち、次の図面に示す区域の方ち、次の図面に示す区域の方ち、次の図面に示す区域の方ち、次の図面に示す区域の方ち、次の図面に示す区域の方ち、次の図面に示す区域の方ち、の図面に示す区域の方ち、
急 急 急 急 急 急 急 急 急 負 負 負 負 負 負 負 負 負 負 負 負 負 負 負 負 負 負 負 針 斜 斜 斜 斜 斜 斜 斜 斜 斜 斜 斜 斜 斜 भ 地 地 地 地 か<
次 次

| | | | <u> 1</u> | | 0 ;
 |

 | | | | _
 | F | 1 | | 五.
 | | <u></u> | | 県いて | | | | 设 | | 平成 | | 年 | | 17 | | (火 | |) | |
|--------------|--|---|---|---
--
--
--
---|---|---
--|---|--|---|---
---|---|--
--|-----------|--|-----------|--|--------------|--------------|---|-------------------------------------|-----------|--------------|-------------|--------------|-----------|--|-----------|-----------------|
| 平塚八 | | 平塚六 | | 平塚五 |
 | 平塚三

 | | | 区域の名称 | | | | | | | | | | | | | | | | |
 | | | 平成二十七年 |
 | 土砂災害警戒区 | 業県告示第二五 | | て縦覧に供する | (「次の図面」 | | 竜岡三 | | 竜岡二 | | 神余三一 | | 神余二一 | | 神余二〇 | | 神余二 | | 神余一 |
| 白井市平塚の区域のうち、 | 次の図面に示す区域 | 白井市平塚の区域のうち、 | 次の図面に示す区域 | 白井市平塚の区域のうち、 | 次の図面に示す区域
 | 白井市平塚の区域のうち、

 | | | 指定の区域 |
 | | | 4三月十七日 | 規定により、次の
 | け | 号 | | る。) | は、省略し、 | 次の図面に示す区域 | 館山市竜岡の区域のうち、 | 次の図面に示す区域 | 館山市竜岡の区域のうち、 | 次の図面に示す区域 | 館山市神余の区域のうち、 | 次の図面に示す区域 | 館山市神余の区域のうち、 | 次の図面に示す区域 | 館山市神余の区域のうち、 | 次の図面に示す区域 | 館山市神余の区域のうち、 | 次の図面に示す区域 | 館山市神余の区域のうち、 |
| 急傾斜地の崩壊 | | 急傾斜地の崩壊 | | 急傾斜地の崩壊 |
 | 急傾斜地の崩壊

 | | 現象の種類 | 原因となる自然 | 土砂災害の発生
 | | 千葉県知事 | | おり土砂災害特別警
 | 衆の推進に関する対 | | | | 部河川環境課 | | 急傾斜地の崩壊 | | 急傾斜地の崩壊 | | 急傾斜地の崩壊 | | 急傾斜地の崩壊 | | 急傾斜地の崩壊 | | 急傾斜地の崩壊 | | 急傾斜地の崩壊 |
| 次の図面のとおり | | 次の図面のとおり | | 次の図面のとおり |
 | 次の図面のとおり

 | に関する事項 | 規制に必要な衝撃 | う建築物の構造の | 防止するために行
 | 土砂災害の発生を | 鈴木栄治 | | 『戒区域を指定する。
 | 律 | | | | 木事務所に備え | | 次の図面のとおり | | 次の図面のとおり | | 次の図面のとおり | | 次の図面のとおり | | 次の図面のとおり | | 次の図面のとおり | | 次の図面のとおり |
| | 区 | | | | 亚
 | 五十七

 | 土砂 |
千
葉
県 | |
いて縦
 | <u> </u> | | 復一 |
 | | | 清 | | 清 | | 清 | | 白# | | | | 神 | | 神 | | 平安 | |
平
塚
九 |
| | 域の名称 | | | | ·成二十七
 | 号) 第九

 | 災害警戒 | 告示第二 | | 覧に供す
 | 次の図面 | - | • |
 | 七 | | 六 | | 四 | | 三 | | <u>一</u> | | | | 廻五 | | 廻二 | | <u>* </u> | | 九 |
| | 指定の区域 | | | | 年三月十七日
 | 条第一項の規定により、次のと

 | 区域等における土砂災害防止対 | 百四十号 | |
 | は、省略し、 | | | 次の図面に示す区域
 | 白井市清戸の区域のうち、 | 次の図面に示す区域 | 白井市清戸の区域のうち、 | 次の図面に示す区域 | 白井市清戸の区域のうち、 | 次の図面に示す区域 | 白井市清戸の区域のうち、 | うち、次の図面に示す区域 | 白井市白井及び復の区域の | 次の図面に示す区は | 井市神々廻の区域 | 次 | 白井市神々廻の区域のう | ち、次の図面に示す区域 | 白井市神々廻の区域のう | 次の図面に示す区域 | 白井市平塚の区域のうち、 | 次の図面に示す区域 | 白井市平塚の区域のうち、 |
| 現象の種類 | 原因となる自然 | 土砂災害の発生 | | 千葉県知事 |
 | おり土砂災害特別数

 | 策の推進に関するは | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
 | 川環境課及び | | 急傾斜地の崩壊 |
 | 急傾斜地の崩壊 | | 急傾斜地の崩壊 | | 急傾斜地の崩壊 | | 急傾斜地の崩壊 | | 急傾斜地の崩壊 | | 斜地の崩 | | 急傾斜地の崩壊 | | 急傾斜地の崩壊 | | 急傾斜地の崩壊 | | 急傾斜地の崩壊 |
| 規制に必要な衝撃 | う建築物の構造の | 防止するために行 | 土砂災害の発生を | 鈴木栄治 |
 | IX

 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
 | 印旛土木事務所に備え |
 | の図面のとお |
 | 次の図面のとおり | | 次の図面のとおり | | 次の図面のとおり | | 次の図面のとおり | | 次の図面のとおり | | の
図
面 | | 次の図面のとおり | | 次の図面のとおり | | 次の図面のとおり | | 次の図面のとおり |
| | 白井市平塚の区域のうち、 急傾斜地の崩壊 次の図面のとおり ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ | 八 白井市平塚の区域のうち、 急傾斜地の崩壊 次の図面のとおり 区域の名称 指定の区域 原因となる自然 う建築物の構造 | 平塚八 白井市平塚の区域のうち、 急傾斜地の崩壊 次の図面のとおり 区域の名称 指定の区域 現象の種類 規制に必要な の場立 り 日井市平塚の区域のうち、 急傾斜地の崩壊 次の図面のとおり 上砂災害の発生 防止するため | 平塚八 白井市平塚の区域のうち、 急傾斜地の崩壊 次の図面のとおり 大の図面に示す区域 気傾斜地の崩壊 次の図面のとおり と域の名称 指定の区域 原因となる自然 う建築物の構 の図面に示す区域 の図面に示す区域 次の図面のとおり としゃく かの図面に示す区域 の の図面に示す区域 としゃく かの図面のとおり としゃく かの図面に示す区域 としゃく かの図面のとおり としゃく かの図面に示す区域 としゃく かの図面のとおり としゃく かんの図面に示す区域 としゃく かんの図面に示す区域 としゃく かんの図面のとおり としゃく かんの図面に示す区域 としゃく かんの図面に示す区域 としゃく かんの図面のとおり としゃく かんの図面に示す区域 としゃく かんの図面のとおり としゃく かんの図面に示す区域 としゃく かんの図面のとおり としゃく かんの図面に示す区域 としゃく かんの図面のとおり としゃく かんの図面のとおり としゃく かんの図面に示す区域 としゃく かんの図面のとおり としゃく かんの図面に示す区域 としゃく かんの図面のとおり としゃく かんの図面に示す区域 としゃく かんの図面のとおり としゃく かんの図面のとおり としゃく かんの図面のとおり としゃく かんの図面のとおり としゃく かんの図面に示す としゃく かんの図面のとおり としゃく かんの図面に示す としゃく かんの図面に示す としゃく かんの図面のとおり としゃく かんの図面に示す としゃく かんの図面のとおり としゃく かんの図面に示す としゃく かんの図面に示す としゃく かんの図面に示す としゃく かんの といっと としゃく かんの図面に示す としゃく かんの といっと としゃく かんの図面に示す としゃく かんの といっと としゃく かんの といっと としゃく かんの図面に いっと としゃく かんの図面に示す としゃく かんの といっと としゃく かん かん といっと としゃく かんの といっと といっと といっと といっと といっと といっと といっと といっ | 平塚八 白井市平塚の区域のうち、 急傾斜地の崩壊 次の図面のとおり 区域の名称 指定の区域 現象の種類 規制に必要な 平塚元 内井市平塚の区域のうち、 急傾斜地の崩壊 次の図面のとおり 区域の名称 指定の区域 土砂災害の発生 大砂災害の発生 大砂災害の経費 大砂災害の経費 大砂災害の経費 大砂災害の経費 大砂災害の経費 </td <td>平塚八 白井市平塚の区域のうち、 急傾斜地の崩壊 次の図面に示す区域 区域の名称 指定の区域 大の図面に示す区域 大の図面のとおり 上砂災害の発生 大の図面のとおり 上砂災害の発生 大の図面のとおり 上砂災害の発生 大の図面のとおり 上砂災害の発生 大の図面のとおり 上砂災害の発生 大の図面のとおり 中井市平塚の区域のうち、 急傾斜地の崩壊 次の図面のとおり 下成二十七年三月十七日 中球二十七年三月十七日 土砂災害の発生 大の災害の発生 大の災害の利益 大の災害の利益 大の災害の利益 大の災害の利益 大の災害の利益 <t< td=""><td>平塚八 白井市平塚の区域のうち、 急傾斜地の崩壊 次の図面のとおり 五十七号)第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を収入の図面のとおり 大の図面に示す区域 五十七号)第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域の方ち、 人の図面に示す区域 大の図面のとおり 五十七号)第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域の方ち、 人の図面のとおり 大の図面のとおり 五十七号)第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域の方ち、 人の図面のとおり 大の図面のとおり 大の図面のとおり 上砂 上砂<</td><td>白井市平塚の区域のうち、 急傾斜地の崩壊 次の図面のとおり 五十七号)第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定上の発力の図面に示す区域 土砂災害の発生 土砂災害の発生 大の図面に示す区域 土砂災害の発生 大の図面のとおり 土砂災害の発生 大の図面のとおり 土砂災害等戒区域を指定上の発力 土砂災害の発生 大の図面のとおり 土砂災害等水区域を指定上の発力 土砂災害の発生 大の図面のとおり 土砂災害の発生 大の災害の発生 大の災害の対土の災害の対土の災害の対土の災害 大の災害の利用の 大の災害の対土の災害 大の災害の 大の災害の 大の災害の 大の災害の 大の災害の 大の災害の 大の災害の 大の災害の 大の災害の 大の災害の</td><td>平塚八 白井市平塚の区域のうち、急傾斜地の崩壊 次の図面に示す区域 次の図面のとおり 工様により、次の図面に示す区域 大の図面のとおり 工様により、次の図面に示す区域 工枠(害物) 工機により、次のとおり 工枠(害物) 工枠(事物) 工枠(事物)</td><td>平塚八 白井市平塚の区域のうち、 急傾斜地の崩壊 次の図面に示す区域 大の図面に示す区域 大の図面に示す区域 大の図面に示す区域 大の図面に示す区域 大の図面に示す区域 大の図面に示す区域 大の図面に示す区域 大の図面に示す区域 大の図面のとおり 工十七号)第九条第一項の規定により、次のとおり式砂災害特別警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 土砂災害の発生 大砂災害の発生 大砂災害の必要 大砂災害の必要 大砂災害の必要 大砂災害の必要 大砂災害の必要 大砂災 大砂災害の必要 大砂災害の必要 大砂災害の必要</td><td>平塚八 白井市平塚の区域のうち、急傾斜地の崩壊 次の図面に示す区域 関象の種類 大の図面に示す区域 関象の種類 大の図面に示す区域 大の図面に示す区域 大の図面に示す区域 大の図面に示す区域 大の図面に示す区域 大の図面に示す区域 大の図面に示す区域 大の図面に示す区域 大の図面に示す区域 大の図面のとおり 工十七号)第九条第一百四十号 土砂災害幣成区域等における土砂災害防止対策の推進に関する工作の発生 平塚六 白井市平塚の区域のうち、急傾斜地の崩壊 次の図面のとおり 工十七号)第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害防止対策の推進に関する工作の発生 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する工作の発生 土砂災害の発生</td><td>平塚八 白井市平塚の区域のうち、急傾斜地の崩壊 次の図面に示す区域 上砂災害の発生 大の図面のとおり 大の図面に示す区域 大の図面に示す区域 大の図面に示す区域 大の図面に示す区域 大の図面に示す区域 大の図面に示す区域 大の図面に示す区域 大の図面のとおり 大の図面に示す区域 大の図面に示す区域 大の図面のとおり 大の図面のとおり 大の図面のとおり 大葉県告示第二百四十号 土砂災害物産生 大砂災害の発生 大砂災害の発生 大の図面のとおり 大葉県知事 大砂災害の発生 大砂災害の必要</td></t<><td>平塚八 白井市平塚の区域のうち、 急傾斜地の崩壊 次の図面のとおり 土砂災害の発生 土砂災害勢戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する 土砂災害の発生 土砂災害り上砂災害防止対策の推進に関する 土砂災害の発生 土砂災害防止対策の推進に関する 土砂災害防止対策の推進に関する 土砂災害の発生 土砂災害防止対策の推進に関する 土砂災害の発生 土砂災害の発生 土砂災害の発生 土砂災害の発生 土砂災害の発生 土砂災害の発生 土砂災害防止対策の推進に関する 土砂災害の発生 土砂災害的止対策の推進に関する。)</td><td>平塚八 白井市平塚の区域のうち、急傾斜地の崩壊 次の図面に示す区域 上砂災害の発生 上砂災害の発生 大の図面のとおり 工機管に供する。) 工機管に供する。) 工機管に供する。) 工機管に供する。) 工機管に供する。) 工機管に供する。) 工機管に関する 工砂災害の発生 工砂災害の発生 工地災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する 工地災害等別 工地災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する 工地災害等別 工地災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する 工地災害の発生 工地災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する 工地災害の発生 工地災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する 工地災害の発生 工地災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する 工地災害等別 工地災害の発生 工地災害の発生 工地災害の発生 工地災害の発生 工地災害の発生 工地災害の発生 工砂災害の発生 工砂災害の発生 工砂災害の発生 工砂災害の発生 工砂災害の発生 工砂災害の発生 工砂災害防止対策の推進に関する 工地災害の発生 工砂災害の発生 工砂災害の発生 工地災害の発生 工地災害の発生 工砂災害の発生 工砂災害 工砂災害 <t< td=""><td>平塚二十七号)第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害物別警戒区域を指定する。 土砂災害の発生 大の図面に示す区域 土砂災害の発生 大の図面に示す区域 土砂災害の発生 大の図面に示す区域 土砂災害の発生 大の図面のとおり 一葉県知事 公の図面のとおり 一葉県知事 公の図面のとおり 一葉県知事 大の図面のとおり 一葉県知事 大の図面のとおり 一葉県田事 一葉県田事 大の図面のとおり 一葉県田事 一部の図面に示す区域 一部の区域のうち、次のとおり土砂災害の発生 一世砂災害の発生 一世の災害の発生 一世砂災害の発生 一世砂災害防止対策の推進に関する 一世砂災害防止対策の推進に関する 上砂災害の発生 一世の災害の発生 一世砂災害の発生 上砂災害の発生 上砂災害の発生 上砂災害の発生 上砂災害の発生 上砂災害の発生 上砂災害の発生 上砂災害の発生 上砂災害の発生 上砂災害の発生</td><td> 工十七号)第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害物別警戒区域を指定する。 平塚二十七年三月十七日 平塚二十七年三月十七日 平塚二十七年三月十七日 平塚二十七年三月十七日 平塚二十七年三月十七日 平塚二十七年三月十七日 平塚二十七年三月十七日 平塚二十年三月十七日 平塚二十年三月十七日 中井市平塚の区域のうち、急傾斜地の崩壊 次の図面に示す区域 中井市平塚の区域のうち、急傾斜地の崩壊 次の図面に示す区域 中井市平塚の区域のうち、急傾斜地の崩壊 次の図面に示す区域 中井市平塚の区域のうち、急傾斜地の崩壊 次の図面に示す区域 中井七号)第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別を減速を指定する。) 一井七号)第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害時上対策の推進に関するとおり、次の図面に示す区域 一井七号)第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害時上対策の推進に関する日本・一・「・・・「・・・「・・・「・・・「・・・・」」、</td><td>工業県告示第二百三十九号 大変の名称 指定の区域のうち、急傾斜地の崩壊 次の図面のとおり 上砂災害警戒区域を指定する。 「(下次の図面)は、省略し、千葉県土・田)第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。) 工砂災害の発生 上砂災害の発生 上砂災害の発生 上砂災害の発生 上砂災害の発生をの図域のうち、急傾斜地の崩壊 大の図面に示す区域 上砂災害の発生をの図域のうち、急傾斜地の崩壊 上砂災害の発生をの図面に示す区域 「(下次の図面)は、省略し、千葉県土・整備部河川環境課及び、大の図面に示す区域 工・七号)第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別を成区域を指定する。) 工・世号)第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別を成区域を指定する。) 工・大号)第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別を成区域を指定する。) 工・大号)第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別を成区域を指定する。) 工・大号)第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別を成区域を指定する。) 工・大号)第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別を成区域を指定する。) 工・大号)第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別を成区域を指定する。) 工・七号)第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別を成区域を指定する。) 工・大号)第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別を成区域をおける土砂災害特別を成区域を指定する。) 工・七号)第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別を成区域を指定する。) 工・大号)第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別を成区域を指定する。) 工・七号)第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別を成区域を指定する。) 工・大号)第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別を成区域を指定する。) 工・大号)第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別を成域を指定する。) 工・大号)第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別を成区域を指定する。) 工・大号)第九を第元を成域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域</td><td>・</td><td> 平塚八 白井市平塚の区域のうち、 急傾斜地の崩壊 大の図面に示す区域</td><td>・ 「</td><td> 「次の図面 (「次の図面 (」) 省略し、千葉県当工整備部河川環境課及び安房上本事務所に備え置 (「次の図面 (」) 省略し、千葉県県上整備部河川環境課及び安房上本事務所に備え置 (「次の図面 (」) 台井市清戸の区域のうち、 急傾斜地の崩壊 (「次の図面 (」) 台井市清戸の区域のうち、 急傾斜地の崩壊 (「次の図面 (」) 台井市清戸の区域のうち、 急傾斜地の崩壊 (「次の図面 (」) 台井市清戸の区域のうち、 急傾斜地の崩壊 (「次の図面 (」) 省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び安房上本事務所に備え置 (「次の図面 (」) 台井市清戸の区域のうち、 急傾斜地の崩壊 (「次の図面 (」) 日井市清戸の区域のうち、 急傾斜地の崩壊 (「次の図面 (」) 日井市清戸の区域のうち、 急傾斜地の崩壊 (「次の図面 (」) 日井市清戸の区域のうち、 急傾斜地の崩壊 (「次の図面に示す区域 (」) 日井市清戸の区域のうち、 急傾斜地の崩壊 (」) 日井市清戸の区域の方ち、 急傾斜地の崩壊 (」) 日井市清戸の区域のうち、 急傾斜地の崩壊 (」) 日井市清戸の区域のうち、 急傾斜地の崩壊 (」) 日井市清戸の区域のうち、 急傾斜地の崩壊 (」) 日井市清戸の区域の方ち、 急傾斜地の崩壊 (」) 日井市清戸の区域の方ち、 急傾斜地の崩壊 (」) 日井市清戸の区域の方ち、 急傾斜地の崩壊 (」) 日本の (」) 日井市清戸の区域の方は (」) 日井市清戸の区域の方は (」) 日本の (」)</td><td> ではいて経費に供する。)</td><td> で</td><td> 金岡二 韓山市竜岡の区域のうち、 急傾斜地の崩壊 次の図面のとおり 2</td><td> 中塚八 白井市平塚の区域のうち、 急傾斜地の崩壊 次の図面のとおり</td><td> 中央三二 </td><td> 中央</td><td> 中央三二 </td><td> 中央</td><td> 神余二 </td><td> 中央二 </td><td> 中保二 </td><td> 神余二 </td></t<></td></td> | 平塚八 白井市平塚の区域のうち、 急傾斜地の崩壊 次の図面に示す区域 区域の名称 指定の区域 大の図面に示す区域 大の図面のとおり 上砂災害の発生 大の図面のとおり 上砂災害の発生 大の図面のとおり 上砂災害の発生 大の図面のとおり 上砂災害の発生 大の図面のとおり 上砂災害の発生 大の図面のとおり 中井市平塚の区域のうち、 急傾斜地の崩壊 次の図面のとおり 下成二十七年三月十七日 中球二十七年三月十七日 土砂災害の発生 大の災害の発生 大の災害の利益 大の災害の利益 大の災害の利益 大の災害の利益 大の災害の利益 <t< td=""><td>平塚八 白井市平塚の区域のうち、 急傾斜地の崩壊 次の図面のとおり 五十七号)第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を収入の図面のとおり 大の図面に示す区域 五十七号)第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域の方ち、 人の図面に示す区域 大の図面のとおり 五十七号)第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域の方ち、 人の図面のとおり 大の図面のとおり 五十七号)第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域の方ち、 人の図面のとおり 大の図面のとおり 大の図面のとおり 上砂 上砂<</td><td>白井市平塚の区域のうち、 急傾斜地の崩壊 次の図面のとおり 五十七号)第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定上の発力の図面に示す区域 土砂災害の発生 土砂災害の発生 大の図面に示す区域 土砂災害の発生 大の図面のとおり 土砂災害の発生 大の図面のとおり 土砂災害等戒区域を指定上の発力 土砂災害の発生 大の図面のとおり 土砂災害等水区域を指定上の発力 土砂災害の発生 大の図面のとおり 土砂災害の発生 大の災害の発生 大の災害の対土の災害の対土の災害の対土の災害 大の災害の利用の 大の災害の対土の災害 大の災害の 大の災害の 大の災害の 大の災害の 大の災害の 大の災害の 大の災害の 大の災害の 大の災害の 大の災害の</td><td>平塚八 白井市平塚の区域のうち、急傾斜地の崩壊 次の図面に示す区域 次の図面のとおり 工様により、次の図面に示す区域 大の図面のとおり 工様により、次の図面に示す区域 工枠(害物) 工機により、次のとおり 工枠(害物) 工枠(事物) 工枠(事物)</td><td>平塚八 白井市平塚の区域のうち、 急傾斜地の崩壊 次の図面に示す区域 大の図面に示す区域 大の図面に示す区域 大の図面に示す区域 大の図面に示す区域 大の図面に示す区域 大の図面に示す区域 大の図面に示す区域 大の図面に示す区域 大の図面のとおり 工十七号)第九条第一項の規定により、次のとおり式砂災害特別警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 土砂災害の発生 大砂災害の発生 大砂災害の必要 大砂災害の必要 大砂災害の必要 大砂災害の必要 大砂災害の必要 大砂災 大砂災害の必要 大砂災害の必要 大砂災害の必要</td><td>平塚八 白井市平塚の区域のうち、急傾斜地の崩壊 次の図面に示す区域 関象の種類 大の図面に示す区域 関象の種類 大の図面に示す区域 大の図面に示す区域 大の図面に示す区域 大の図面に示す区域 大の図面に示す区域 大の図面に示す区域 大の図面に示す区域 大の図面に示す区域 大の図面に示す区域 大の図面のとおり 工十七号)第九条第一百四十号 土砂災害幣成区域等における土砂災害防止対策の推進に関する工作の発生 平塚六 白井市平塚の区域のうち、急傾斜地の崩壊 次の図面のとおり 工十七号)第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害防止対策の推進に関する工作の発生 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する工作の発生 土砂災害の発生</td><td>平塚八 白井市平塚の区域のうち、急傾斜地の崩壊 次の図面に示す区域 上砂災害の発生 大の図面のとおり 大の図面に示す区域 大の図面に示す区域 大の図面に示す区域 大の図面に示す区域 大の図面に示す区域 大の図面に示す区域 大の図面に示す区域 大の図面のとおり 大の図面に示す区域 大の図面に示す区域 大の図面のとおり 大の図面のとおり 大の図面のとおり 大葉県告示第二百四十号 土砂災害物産生 大砂災害の発生 大砂災害の発生 大の図面のとおり 大葉県知事 大砂災害の発生 大砂災害の必要</td></t<> <td>平塚八 白井市平塚の区域のうち、 急傾斜地の崩壊 次の図面のとおり 土砂災害の発生 土砂災害勢戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する 土砂災害の発生 土砂災害り上砂災害防止対策の推進に関する 土砂災害の発生 土砂災害防止対策の推進に関する 土砂災害防止対策の推進に関する 土砂災害の発生 土砂災害防止対策の推進に関する 土砂災害の発生 土砂災害の発生 土砂災害の発生 土砂災害の発生 土砂災害の発生 土砂災害の発生 土砂災害防止対策の推進に関する 土砂災害の発生 土砂災害的止対策の推進に関する。)</td> <td>平塚八 白井市平塚の区域のうち、急傾斜地の崩壊 次の図面に示す区域 上砂災害の発生 上砂災害の発生 大の図面のとおり 工機管に供する。) 工機管に供する。) 工機管に供する。) 工機管に供する。) 工機管に供する。) 工機管に供する。) 工機管に関する 工砂災害の発生 工砂災害の発生 工地災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する 工地災害等別 工地災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する 工地災害等別 工地災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する 工地災害の発生 工地災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する 工地災害の発生 工地災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する 工地災害の発生 工地災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する 工地災害等別 工地災害の発生 工地災害の発生 工地災害の発生 工地災害の発生 工地災害の発生 工地災害の発生 工砂災害の発生 工砂災害の発生 工砂災害の発生 工砂災害の発生 工砂災害の発生 工砂災害の発生 工砂災害防止対策の推進に関する 工地災害の発生 工砂災害の発生 工砂災害の発生 工地災害の発生 工地災害の発生 工砂災害の発生 工砂災害 工砂災害 <t< td=""><td>平塚二十七号)第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害物別警戒区域を指定する。 土砂災害の発生 大の図面に示す区域 土砂災害の発生 大の図面に示す区域 土砂災害の発生 大の図面に示す区域 土砂災害の発生 大の図面のとおり 一葉県知事 公の図面のとおり 一葉県知事 公の図面のとおり 一葉県知事 大の図面のとおり 一葉県知事 大の図面のとおり 一葉県田事 一葉県田事 大の図面のとおり 一葉県田事 一部の図面に示す区域 一部の区域のうち、次のとおり土砂災害の発生 一世砂災害の発生 一世の災害の発生 一世砂災害の発生 一世砂災害防止対策の推進に関する 一世砂災害防止対策の推進に関する 上砂災害の発生 一世の災害の発生 一世砂災害の発生 上砂災害の発生 上砂災害の発生 上砂災害の発生 上砂災害の発生 上砂災害の発生 上砂災害の発生 上砂災害の発生 上砂災害の発生 上砂災害の発生</td><td> 工十七号)第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害物別警戒区域を指定する。 平塚二十七年三月十七日 平塚二十七年三月十七日 平塚二十七年三月十七日 平塚二十七年三月十七日 平塚二十七年三月十七日 平塚二十七年三月十七日 平塚二十七年三月十七日 平塚二十年三月十七日 平塚二十年三月十七日 中井市平塚の区域のうち、急傾斜地の崩壊 次の図面に示す区域 中井市平塚の区域のうち、急傾斜地の崩壊 次の図面に示す区域 中井市平塚の区域のうち、急傾斜地の崩壊 次の図面に示す区域 中井市平塚の区域のうち、急傾斜地の崩壊 次の図面に示す区域 中井七号)第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別を減速を指定する。) 一井七号)第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害時上対策の推進に関するとおり、次の図面に示す区域 一井七号)第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害時上対策の推進に関する日本・一・「・・・「・・・「・・・「・・・「・・・・」」、</td><td>工業県告示第二百三十九号 大変の名称 指定の区域のうち、急傾斜地の崩壊 次の図面のとおり 上砂災害警戒区域を指定する。 「(下次の図面)は、省略し、千葉県土・田)第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。) 工砂災害の発生 上砂災害の発生 上砂災害の発生 上砂災害の発生 上砂災害の発生をの図域のうち、急傾斜地の崩壊 大の図面に示す区域 上砂災害の発生をの図域のうち、急傾斜地の崩壊 上砂災害の発生をの図面に示す区域 「(下次の図面)は、省略し、千葉県土・整備部河川環境課及び、大の図面に示す区域 工・七号)第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別を成区域を指定する。) 工・世号)第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別を成区域を指定する。) 工・大号)第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別を成区域を指定する。) 工・大号)第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別を成区域を指定する。) 工・大号)第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別を成区域を指定する。) 工・大号)第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別を成区域を指定する。) 工・大号)第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別を成区域を指定する。) 工・七号)第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別を成区域を指定する。) 工・大号)第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別を成区域をおける土砂災害特別を成区域を指定する。) 工・七号)第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別を成区域を指定する。) 工・大号)第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別を成区域を指定する。) 工・七号)第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別を成区域を指定する。) 工・大号)第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別を成区域を指定する。) 工・大号)第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別を成域を指定する。) 工・大号)第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別を成区域を指定する。) 工・大号)第九を第元を成域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域</td><td>・</td><td> 平塚八 白井市平塚の区域のうち、 急傾斜地の崩壊 大の図面に示す区域</td><td>・ 「</td><td> 「次の図面 (「次の図面 (」) 省略し、千葉県当工整備部河川環境課及び安房上本事務所に備え置 (「次の図面 (」) 省略し、千葉県県上整備部河川環境課及び安房上本事務所に備え置 (「次の図面 (」) 台井市清戸の区域のうち、 急傾斜地の崩壊 (「次の図面 (」) 台井市清戸の区域のうち、 急傾斜地の崩壊 (「次の図面 (」) 台井市清戸の区域のうち、 急傾斜地の崩壊 (「次の図面 (」) 台井市清戸の区域のうち、 急傾斜地の崩壊 (「次の図面 (」) 省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び安房上本事務所に備え置 (「次の図面 (」) 台井市清戸の区域のうち、 急傾斜地の崩壊 (「次の図面 (」) 日井市清戸の区域のうち、 急傾斜地の崩壊 (「次の図面 (」) 日井市清戸の区域のうち、 急傾斜地の崩壊 (「次の図面 (」) 日井市清戸の区域のうち、 急傾斜地の崩壊 (「次の図面に示す区域 (」) 日井市清戸の区域のうち、 急傾斜地の崩壊 (」) 日井市清戸の区域の方ち、 急傾斜地の崩壊 (」) 日井市清戸の区域のうち、 急傾斜地の崩壊 (」) 日井市清戸の区域のうち、 急傾斜地の崩壊 (」) 日井市清戸の区域のうち、 急傾斜地の崩壊 (」) 日井市清戸の区域の方ち、 急傾斜地の崩壊 (」) 日井市清戸の区域の方ち、 急傾斜地の崩壊 (」) 日井市清戸の区域の方ち、 急傾斜地の崩壊 (」) 日本の (」) 日井市清戸の区域の方は (」) 日井市清戸の区域の方は (」) 日本の (」)</td><td> ではいて経費に供する。)</td><td> で</td><td> 金岡二 韓山市竜岡の区域のうち、 急傾斜地の崩壊 次の図面のとおり 2</td><td> 中塚八 白井市平塚の区域のうち、 急傾斜地の崩壊 次の図面のとおり</td><td> 中央三二 </td><td> 中央</td><td> 中央三二 </td><td> 中央</td><td> 神余二 </td><td> 中央二 </td><td> 中保二 </td><td> 神余二 </td></t<></td> | 平塚八 白井市平塚の区域のうち、 急傾斜地の崩壊 次の図面のとおり 五十七号)第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を収入の図面のとおり 大の図面に示す区域 五十七号)第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域の方ち、 人の図面に示す区域 大の図面のとおり 五十七号)第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域の方ち、 人の図面のとおり 大の図面のとおり 五十七号)第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域の方ち、 人の図面のとおり 大の図面のとおり 大の図面のとおり 上砂 上砂< | 白井市平塚の区域のうち、 急傾斜地の崩壊 次の図面のとおり 五十七号)第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定上の発力の図面に示す区域 土砂災害の発生 土砂災害の発生 大の図面に示す区域 土砂災害の発生 大の図面のとおり 土砂災害の発生 大の図面のとおり 土砂災害等戒区域を指定上の発力 土砂災害の発生 大の図面のとおり 土砂災害等水区域を指定上の発力 土砂災害の発生 大の図面のとおり 土砂災害の発生 大の災害の発生 大の災害の対土の災害の対土の災害の対土の災害 大の災害の利用の 大の災害の対土の災害 大の災害の 大の災害の 大の災害の 大の災害の 大の災害の 大の災害の 大の災害の 大の災害の 大の災害の 大の災害の | 平塚八 白井市平塚の区域のうち、急傾斜地の崩壊 次の図面に示す区域 次の図面のとおり 工様により、次の図面に示す区域 大の図面のとおり 工様により、次の図面に示す区域 工枠(害物) 工機により、次のとおり 工枠(害物) 工枠(事物) 工枠(事物) | 平塚八 白井市平塚の区域のうち、 急傾斜地の崩壊 次の図面に示す区域 大の図面に示す区域 大の図面に示す区域 大の図面に示す区域 大の図面に示す区域 大の図面に示す区域 大の図面に示す区域 大の図面に示す区域 大の図面に示す区域 大の図面のとおり 工十七号)第九条第一項の規定により、次のとおり式砂災害特別警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 土砂災害の発生 大砂災害の発生 大砂災害の必要 大砂災害の必要 大砂災害の必要 大砂災害の必要 大砂災害の必要 大砂災 大砂災害の必要 大砂災害の必要 大砂災害の必要 | 平塚八 白井市平塚の区域のうち、急傾斜地の崩壊 次の図面に示す区域 関象の種類 大の図面に示す区域 関象の種類 大の図面に示す区域 大の図面に示す区域 大の図面に示す区域 大の図面に示す区域 大の図面に示す区域 大の図面に示す区域 大の図面に示す区域 大の図面に示す区域 大の図面に示す区域 大の図面のとおり 工十七号)第九条第一百四十号 土砂災害幣成区域等における土砂災害防止対策の推進に関する工作の発生 平塚六 白井市平塚の区域のうち、急傾斜地の崩壊 次の図面のとおり 工十七号)第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害防止対策の推進に関する工作の発生 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する工作の発生 土砂災害の発生 | 平塚八 白井市平塚の区域のうち、急傾斜地の崩壊 次の図面に示す区域 上砂災害の発生 大の図面のとおり 大の図面に示す区域 大の図面に示す区域 大の図面に示す区域 大の図面に示す区域 大の図面に示す区域 大の図面に示す区域 大の図面に示す区域 大の図面のとおり 大の図面に示す区域 大の図面に示す区域 大の図面のとおり 大の図面のとおり 大の図面のとおり 大葉県告示第二百四十号 土砂災害物産生 大砂災害の発生 大砂災害の発生 大の図面のとおり 大葉県知事 大砂災害の発生 大砂災害の必要 | 平塚八 白井市平塚の区域のうち、 急傾斜地の崩壊 次の図面のとおり 土砂災害の発生 土砂災害勢戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する 土砂災害の発生 土砂災害り上砂災害防止対策の推進に関する 土砂災害の発生 土砂災害防止対策の推進に関する 土砂災害防止対策の推進に関する 土砂災害の発生 土砂災害防止対策の推進に関する 土砂災害の発生 土砂災害の発生 土砂災害の発生 土砂災害の発生 土砂災害の発生 土砂災害の発生 土砂災害防止対策の推進に関する 土砂災害の発生 土砂災害的止対策の推進に関する。) | 平塚八 白井市平塚の区域のうち、急傾斜地の崩壊 次の図面に示す区域 上砂災害の発生 上砂災害の発生 大の図面のとおり 工機管に供する。) 工機管に供する。) 工機管に供する。) 工機管に供する。) 工機管に供する。) 工機管に供する。) 工機管に関する 工砂災害の発生 工砂災害の発生 工地災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する 工地災害等別 工地災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する 工地災害等別 工地災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する 工地災害の発生 工地災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する 工地災害の発生 工地災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する 工地災害の発生 工地災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する 工地災害等別 工地災害の発生 工地災害の発生 工地災害の発生 工地災害の発生 工地災害の発生 工地災害の発生 工砂災害の発生 工砂災害の発生 工砂災害の発生 工砂災害の発生 工砂災害の発生 工砂災害の発生 工砂災害防止対策の推進に関する 工地災害の発生 工砂災害の発生 工砂災害の発生 工地災害の発生 工地災害の発生 工砂災害の発生 工砂災害 工砂災害 <t< td=""><td>平塚二十七号)第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害物別警戒区域を指定する。 土砂災害の発生 大の図面に示す区域 土砂災害の発生 大の図面に示す区域 土砂災害の発生 大の図面に示す区域 土砂災害の発生 大の図面のとおり 一葉県知事 公の図面のとおり 一葉県知事 公の図面のとおり 一葉県知事 大の図面のとおり 一葉県知事 大の図面のとおり 一葉県田事 一葉県田事 大の図面のとおり 一葉県田事 一部の図面に示す区域 一部の区域のうち、次のとおり土砂災害の発生 一世砂災害の発生 一世の災害の発生 一世砂災害の発生 一世砂災害防止対策の推進に関する 一世砂災害防止対策の推進に関する 上砂災害の発生 一世の災害の発生 一世砂災害の発生 上砂災害の発生 上砂災害の発生 上砂災害の発生 上砂災害の発生 上砂災害の発生 上砂災害の発生 上砂災害の発生 上砂災害の発生 上砂災害の発生</td><td> 工十七号)第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害物別警戒区域を指定する。 平塚二十七年三月十七日 平塚二十七年三月十七日 平塚二十七年三月十七日 平塚二十七年三月十七日 平塚二十七年三月十七日 平塚二十七年三月十七日 平塚二十七年三月十七日 平塚二十年三月十七日 平塚二十年三月十七日 中井市平塚の区域のうち、急傾斜地の崩壊 次の図面に示す区域 中井市平塚の区域のうち、急傾斜地の崩壊 次の図面に示す区域 中井市平塚の区域のうち、急傾斜地の崩壊 次の図面に示す区域 中井市平塚の区域のうち、急傾斜地の崩壊 次の図面に示す区域 中井七号)第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別を減速を指定する。) 一井七号)第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害時上対策の推進に関するとおり、次の図面に示す区域 一井七号)第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害時上対策の推進に関する日本・一・「・・・「・・・「・・・「・・・「・・・・」」、</td><td>工業県告示第二百三十九号 大変の名称 指定の区域のうち、急傾斜地の崩壊 次の図面のとおり 上砂災害警戒区域を指定する。 「(下次の図面)は、省略し、千葉県土・田)第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。) 工砂災害の発生 上砂災害の発生 上砂災害の発生 上砂災害の発生 上砂災害の発生をの図域のうち、急傾斜地の崩壊 大の図面に示す区域 上砂災害の発生をの図域のうち、急傾斜地の崩壊 上砂災害の発生をの図面に示す区域 「(下次の図面)は、省略し、千葉県土・整備部河川環境課及び、大の図面に示す区域 工・七号)第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別を成区域を指定する。) 工・世号)第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別を成区域を指定する。) 工・大号)第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別を成区域を指定する。) 工・大号)第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別を成区域を指定する。) 工・大号)第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別を成区域を指定する。) 工・大号)第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別を成区域を指定する。) 工・大号)第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別を成区域を指定する。) 工・七号)第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別を成区域を指定する。) 工・大号)第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別を成区域をおける土砂災害特別を成区域を指定する。) 工・七号)第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別を成区域を指定する。) 工・大号)第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別を成区域を指定する。) 工・七号)第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別を成区域を指定する。) 工・大号)第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別を成区域を指定する。) 工・大号)第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別を成域を指定する。) 工・大号)第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別を成区域を指定する。) 工・大号)第九を第元を成域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域</td><td>・</td><td> 平塚八 白井市平塚の区域のうち、 急傾斜地の崩壊 大の図面に示す区域</td><td>・ 「</td><td> 「次の図面 (「次の図面 (」) 省略し、千葉県当工整備部河川環境課及び安房上本事務所に備え置 (「次の図面 (」) 省略し、千葉県県上整備部河川環境課及び安房上本事務所に備え置 (「次の図面 (」) 台井市清戸の区域のうち、 急傾斜地の崩壊 (「次の図面 (」) 台井市清戸の区域のうち、 急傾斜地の崩壊 (「次の図面 (」) 台井市清戸の区域のうち、 急傾斜地の崩壊 (「次の図面 (」) 台井市清戸の区域のうち、 急傾斜地の崩壊 (「次の図面 (」) 省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び安房上本事務所に備え置 (「次の図面 (」) 台井市清戸の区域のうち、 急傾斜地の崩壊 (「次の図面 (」) 日井市清戸の区域のうち、 急傾斜地の崩壊 (「次の図面 (」) 日井市清戸の区域のうち、 急傾斜地の崩壊 (「次の図面 (」) 日井市清戸の区域のうち、 急傾斜地の崩壊 (「次の図面に示す区域 (」) 日井市清戸の区域のうち、 急傾斜地の崩壊 (」) 日井市清戸の区域の方ち、 急傾斜地の崩壊 (」) 日井市清戸の区域のうち、 急傾斜地の崩壊 (」) 日井市清戸の区域のうち、 急傾斜地の崩壊 (」) 日井市清戸の区域のうち、 急傾斜地の崩壊 (」) 日井市清戸の区域の方ち、 急傾斜地の崩壊 (」) 日井市清戸の区域の方ち、 急傾斜地の崩壊 (」) 日井市清戸の区域の方ち、 急傾斜地の崩壊 (」) 日本の (」) 日井市清戸の区域の方は (」) 日井市清戸の区域の方は (」) 日本の (」)</td><td> ではいて経費に供する。)</td><td> で</td><td> 金岡二 韓山市竜岡の区域のうち、 急傾斜地の崩壊 次の図面のとおり 2</td><td> 中塚八 白井市平塚の区域のうち、 急傾斜地の崩壊 次の図面のとおり</td><td> 中央三二 </td><td> 中央</td><td> 中央三二 </td><td> 中央</td><td> 神余二 </td><td> 中央二 </td><td> 中保二 </td><td> 神余二 </td></t<> | 平塚二十七号)第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害物別警戒区域を指定する。 土砂災害の発生 大の図面に示す区域 土砂災害の発生 大の図面に示す区域 土砂災害の発生 大の図面に示す区域 土砂災害の発生 大の図面のとおり 一葉県知事 公の図面のとおり 一葉県知事 公の図面のとおり 一葉県知事 大の図面のとおり 一葉県知事 大の図面のとおり 一葉県田事 一葉県田事 大の図面のとおり 一葉県田事 一部の図面に示す区域 一部の区域のうち、次のとおり土砂災害の発生 一世砂災害の発生 一世の災害の発生 一世砂災害の発生 一世砂災害防止対策の推進に関する 一世砂災害防止対策の推進に関する 上砂災害の発生 一世の災害の発生 一世砂災害の発生 上砂災害の発生 上砂災害の発生 上砂災害の発生 上砂災害の発生 上砂災害の発生 上砂災害の発生 上砂災害の発生 上砂災害の発生 上砂災害の発生 | 工十七号)第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害物別警戒区域を指定する。 平塚二十七年三月十七日 平塚二十七年三月十七日 平塚二十七年三月十七日 平塚二十七年三月十七日 平塚二十七年三月十七日 平塚二十七年三月十七日 平塚二十七年三月十七日 平塚二十年三月十七日 平塚二十年三月十七日 中井市平塚の区域のうち、急傾斜地の崩壊 次の図面に示す区域 中井市平塚の区域のうち、急傾斜地の崩壊 次の図面に示す区域 中井市平塚の区域のうち、急傾斜地の崩壊 次の図面に示す区域 中井市平塚の区域のうち、急傾斜地の崩壊 次の図面に示す区域 中井七号)第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別を減速を指定する。) 一井七号)第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害時上対策の推進に関するとおり、次の図面に示す区域 一井七号)第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害時上対策の推進に関する日本・一・「・・・「・・・「・・・「・・・「・・・・」」、 | 工業県告示第二百三十九号 大変の名称 指定の区域のうち、急傾斜地の崩壊 次の図面のとおり 上砂災害警戒区域を指定する。 「(下次の図面)は、省略し、千葉県土・田)第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。) 工砂災害の発生 上砂災害の発生 上砂災害の発生 上砂災害の発生 上砂災害の発生をの図域のうち、急傾斜地の崩壊 大の図面に示す区域 上砂災害の発生をの図域のうち、急傾斜地の崩壊 上砂災害の発生をの図面に示す区域 「(下次の図面)は、省略し、千葉県土・整備部河川環境課及び、大の図面に示す区域 工・七号)第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別を成区域を指定する。) 工・世号)第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別を成区域を指定する。) 工・大号)第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別を成区域を指定する。) 工・大号)第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別を成区域を指定する。) 工・大号)第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別を成区域を指定する。) 工・大号)第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別を成区域を指定する。) 工・大号)第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別を成区域を指定する。) 工・七号)第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別を成区域を指定する。) 工・大号)第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別を成区域をおける土砂災害特別を成区域を指定する。) 工・七号)第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別を成区域を指定する。) 工・大号)第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別を成区域を指定する。) 工・七号)第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別を成区域を指定する。) 工・大号)第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別を成区域を指定する。) 工・大号)第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別を成域を指定する。) 工・大号)第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別を成区域を指定する。) 工・大号)第九を第元を成域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域 | ・ | 平塚八 白井市平塚の区域のうち、 急傾斜地の崩壊 大の図面に示す区域 | ・ 「 | 「次の図面 (「次の図面 (」) 省略し、千葉県当工整備部河川環境課及び安房上本事務所に備え置 (「次の図面 (」) 省略し、千葉県県上整備部河川環境課及び安房上本事務所に備え置 (「次の図面 (」) 台井市清戸の区域のうち、 急傾斜地の崩壊 (「次の図面 (」) 台井市清戸の区域のうち、 急傾斜地の崩壊 (「次の図面 (」) 台井市清戸の区域のうち、 急傾斜地の崩壊 (「次の図面 (」) 台井市清戸の区域のうち、 急傾斜地の崩壊 (「次の図面 (」) 省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び安房上本事務所に備え置 (「次の図面 (」) 台井市清戸の区域のうち、 急傾斜地の崩壊 (「次の図面 (」) 日井市清戸の区域のうち、 急傾斜地の崩壊 (「次の図面 (」) 日井市清戸の区域のうち、 急傾斜地の崩壊 (「次の図面 (」) 日井市清戸の区域のうち、 急傾斜地の崩壊 (「次の図面に示す区域 (」) 日井市清戸の区域のうち、 急傾斜地の崩壊 (」) 日井市清戸の区域の方ち、 急傾斜地の崩壊 (」) 日井市清戸の区域のうち、 急傾斜地の崩壊 (」) 日井市清戸の区域のうち、 急傾斜地の崩壊 (」) 日井市清戸の区域のうち、 急傾斜地の崩壊 (」) 日井市清戸の区域の方ち、 急傾斜地の崩壊 (」) 日井市清戸の区域の方ち、 急傾斜地の崩壊 (」) 日井市清戸の区域の方ち、 急傾斜地の崩壊 (」) 日本の (」) 日井市清戸の区域の方は (」) 日井市清戸の区域の方は (」) 日本の (」) | ではいて経費に供する。) | で | 金岡二 韓山市竜岡の区域のうち、 急傾斜地の崩壊 次の図面のとおり 2 | 中塚八 白井市平塚の区域のうち、 急傾斜地の崩壊 次の図面のとおり | 中央三二 | 中央 | 中央三二 | 中央 | 神余二 | 中央二 | 中保二 | 神余二 |

	戊 2	7年	3 J	1′	7 目	(y	く曜	日)			:	f			葉				県			\$	报			5	<u>第 1</u>	3 (0 0	3 5]			
いて縦覧に供する。	(「次の図面」			飯積			酒々井五			本佐倉八		,	本佐倉七			本佐倉六		1	本左倉五			柏木五			柏木四			柏木三			下岩橋六			下岩橋五
る。) 	」は、省略し、千葉県県土整備部河	域	のうち、次の図面に示す区	印旛郡酒々井町飯積の区域	区域	域のうち、次の図面に示す	印旛郡酒々井町酒々井の区	区域	域のうち、次の図面に示す	印旛郡酒々井町本佐倉の区	域	うち、次の図面に示	印旛郡酒々井町本佐倉の区		うち、次の図面に示	印旛郡酒々井町本佐倉の区	域 :	のうち、次の図面に示ります。	印旛郡酉々井町本左倉の玄		のうち、次の図面に示す区	印旛郡酒々井町柏木の区域		うち、次の図面に示す	印旛郡酒々井町柏木の区域		ち、次の図面に示す	印旛郡酒々井町柏木の区域	区域	域のうち、次の図面に示す	印旛郡酒々井町下岩橋の区	域	のうち、次の	印旛郡酒々井町下岩橋の区
	川環境課及び			急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊		(急頃斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊
	印旛土木事務所に備え置			次の図面のとおり			次の図面のとおり			次の図面のとおり]]	次の図面のとおり			次の図面のとおり		[] (火の図面のとおり			次の図面のとおり			次の図面のとおり			次の図面のとおり			次の図面のとおり			次の図面のとおり
	安食八		安食七		安食六			安食五		安食四		須賀四		須賀三		須賀二		興津二		興 津 一			安食台			区域の名称				平成二十七	五十七号)第九人	土砂災害警戒	千葉県告示第二百四十一号	
ち、次の図面に示す区域	印旛郡栄町安食の区域のう	ち、次の図面に示す区域	凅	ち、次の図面に示す区域			の区域のうち、次の図面に	旛郡栄町安食及び	ち、次の図面に示す区域	ル田	ち、次の図面に示す区域	印旛郡栄町須賀の区域のう	ち、次の図面に示す区域	印旛郡栄町須賀の区域のう	ち、次の図面に示す区域	印旛郡栄町須賀の区域のう	ち、次の図面に示す区域	印旛郡栄町興津の区域のう	ち、次の図面に示す区域	凅	示す地域	の区域のうち、次の図面に	旛郡栄町安食台及			指定の区域				平成二十七年三月十七日	第九条第一項の規定により、次のと	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	白四十一号	
	急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊		現象の種類	原因となる自然	土砂災害の発生		千葉県知事		おり土砂災害特別数	策の推進に関する対		
	次の図面のとおり		次の図面のとおり		次の図面のとおり			次の図面のとおり		次の図面のとおり		次の図面のとおり		次の図面のとおり		次の図面のとおり		次の図面のとおり		次の図面のとおり			次の図面のとおり	に関する事項	規制に必要な衝撃	う建築物の構造の	防止するために行	土砂災害の発生を	27.7		次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。	法律(平成十二年法律符		

(\supset

第130 第130 請求 地方自治法 分の一の数、 及び第	003	号 			千 削 削除	二 下 作 倉	市	<u>葉</u>	平成	条第一項	都市計	千		いて縦覧	報 (「次		平酒直五	成	27 4 酒直四		月酒直三	17	酒直二		濯日 酒直一		一安食七
は、 は第七十六条第一項(議会の に昭和二十二年法律第六十七号 の昭和二十二年法律第六十七号 の記書の請求)	選挙管理委	丁目並びに寺崎北二丁目の各一谷津、字浅間前及び字下谷津、	太田字古暮、字上谷津、	篠塚字町田、字岩崎及び字八	る部分 佐倉市馬渡字松ノ下、字坊画で気ょる 二声の巨地	十画を定める上也の区域十画を定める上也の区域			平成二十七年三月十七日	の規定により、佐倉都市計画道路を次のとおり変更した。	画法(昭和四十三年法律第百号)第二十	葉県告示第二百四十二号		て縦覧に供する。)	の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河	ち、次の図面に示す区域	☞郡栄町酒直の区域のう ┃	ち、次の図面に示す区域	栄町酒直の区域のう	`	栄町酒直の区域のう	、次の図面に示す区域	「本郡栄町酒直の区域のう」	、次の図面に示す区域	栄町酒直の区域のう	、次の図面に示す区域が利益である。	印審邯ド丁安食の玄威のう -
の請求)、第八定による選挙権七十四条第一項	員 会 告 示	部の区域、大崎字成沢下、	于新開、字寺ノ作	大篠塚字	山台、字本宿、字熊			千葉県知事		とおり変更した。	第二十一条第二項におい				川環境課及び		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊	金貨	急項料也の崩喪
十一条第一項(長の解職を有する者の総数の五十(条例の制定又は改廃の		大崎台四丁目、大崎台一	字長割、字大崕、字中	及び字新林、山王二	※ノ前及び字天神下、小			鈴 木 栄 治			て準用する同法第十八				印旛土木事務所に備え置		次の図面のとおり		次の図面のとおり		次の図面のとおり		次の図面のとおり		次の図面のとおり		欠の図面の上るの
野松木館田戸市市津市	市川市選挙区銚子市選挙区	千葉市美浜区選挙区	千葉市若葉	千葉市稲毛区選挙区	· 千葉市花見川区選挙区	選挙で	那	長生郡選挙区	印旛郡選挙区	場合における選挙権を有する者の三分の	二 地方自治法第八十条第一項	七三四、八七九人	に六分の一を乗じ	が八十万を超える場合におけるその	育行政の組織及び運営	二 地方自治法第七十六条第一	総数の五十分の一の数 一〇	一地方自治法第七十四条第一		平成二十七年三月十七日	得た数)は、それぞれ次のとおり	一を乗じ	の総数の三分の一の数(その総数が	数並びに地方自治法第八十条第一	と四十万に六分の一を乗じて得る	の総数が八十万を超え	六十二号)第八条第一項(教育)
	一二一八、	三三	四一	四二、	四三八四	ī. —	. —	一七		者の三分の一	の規定による		て得た数と四十万に三	るその八十万	に関する法律第八条	項、第八十一	一、五八一人	項及び第七十	千葉県選挙:		りである。	て得た数と四	数が四十万を	一項(議員の	た数と四十万	る	教育委員会の委員

刃に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た 《の解職の請求)の規定による選挙権を有する 1十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して |超え八十万以下の場合にあっては、その四十 解職の請求)の規定による選挙権を有する者 八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数

-五条第一項の規定による選挙権を有する者の 管理委員会委員長 本 木 夫

2を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十 分の一を乗じて得た数とを合算して得た数 /第一項の規定による選挙権を有する者の総数 条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教

選挙権を有する者の総数が四十万を超えない

、一三二人 七九〇人

、二六〇人 〇二五人

、三〇六人 一五九人 五〇六人

〇七二人

、六九七人

九四三人 六五六人

七七三人 六七九人

七六七人 三七八人

	成 2	7年	3月	17	' 目	<u>()</u>	人曜	日)				千				<u>葉</u>			ļ	<u></u>			報	<u> </u>			舅	<u> 1</u>	<u>3 C</u>	0	<u>3</u> 두	<u>1</u> 7			
千葉県選挙管理委員会告示第六号	-	七目	公職選挙法令施行規程の一部をお	:	船橋市選挙区	一を乗じて得た数とを合算し	+	地方自治法第八十条第一項の	大網白里市選挙区	いすみ市選挙区	山武市選挙区	香取市選挙区	瑳市選挙	南房総市・安房郡選挙区	富里市選挙区	白井市選挙区	印西市選挙区	八街市選挙区	袖ケ浦市選挙区	四街道市選挙区	浦安市選挙区	富津市選挙区	君津市選挙区	鎌ケ谷市選挙区	鴨川市選挙区	我孫子市選挙区	八千代市選挙区	流山市選挙区	市原市選挙区	勝浦市・夷隅郡選挙区	柏市選挙区	習志野市選挙区	旭市選挙区	東金市選挙区	佐倉市選挙区
	千葉県選挙管理委員会委員長 本 木		を改正する告示を次のように定める。		一五〇、二四一人	て得た数	万を超える数に六分の一を乗じて得た数と	規定による選挙権を有する者の総数が四十	一三、九八〇人	一一、四九四人	一五、三四六人	二二、七三八人	、 七六六	一四、二九九人	一三、四五〇人	一六、四八三人	二四、六九六人	一九、九六一人	一六、六八〇人	二四、五五二人	四二、四九一人	一三、四二六人	二四、三五三人	二九、八八九人	九、八〇四人	三六、四六〇人	五一、三一四人	四六、四八一人	七六、三二二人	一〇、八四四人	一〇九、六四九人	四四、五八四人	一八、四六六人	一六、三三四人	四八、八五〇人
	陸 夫 特別		イリ	. 別表	クラー	ニッ	特	万を超え八十 上ム			ウェ		特別	F .	-	に加える。	別表		別表第	ニット	介護老	介護	別表第	松戸	のよう	別表第	ビリテ		別表	千葉市	める。	別表	うに改正する。	公職	
則	特別養護老人ホームアンスリール	別表第二中ケアハウス菊華園の項の次に	ーゼ南流山	別表第二中特別養護老人ホーム流山こま	ーチ・ファミリア佐倉	ト型)	羔		「福祉法人壮健会特別養護老人ホー	「一般質比」、「二世」を持つを終れている。別表第二中特別養護老人ホームときわの		, ニンデー・デー・ 4.71別表第二中ユニット型特別養護老人ホー	. ^		こら東沿橋		特別養護老人ホー	森リハビリテーション病院	一中老人保健施設杜の街の項の次		8老人保健施設葵の園・佐倉南ユ	介護老人保健施設葵の園・佐倉南	一中介護老人保健施設ユー	松戸市栗ケ沢七八九番地の一	ように改める。	第一医療法人社団弥生会旭神経内科リハ	テーション病院	一般社団法人巨樹の会千葉みなとリハ	別表第一中介護老人保健施設うららの項	市中央区南町一丁目七番一号		別表第一医療法人社団誠馨会千葉メディカ	正する。	公職選挙法令施行規程(昭和四十年千葉	公職選挙法令施行規程の一部を改正する告示
	白井市神々廻一、八八九番地二	次に次のように加える。	流山市木字膝丸前一一六番地の一	山こまぎ安心館の項の次に次のように加える。	佐倉市上座五六七番地一の二		佐倉市岩名一、〇一一番地		佐倉市飯重六二二番地	一村	成田市飯田町一〇五番	$\hat{\sigma}$	1	「リントールギート	船喬书中野木一丁目六番一号		げ	大網白里市で	いに次のように加える。		佐倉市城字松ヶ丘一八八番地三三五	佐倉市城字松ヶ丘一八八番地三三五	カリ優都苑の項の次に次のように加える。			「リハビリテーション病院の項中所在地の欄を次		千葉市中央区中央港一丁目一七番一八号	(の次に次のように加える。			カルセンターの項中所在地の欄を次のように改		(昭和四十年千葉県選挙管理委員会告示第五号)の一部を次のよ	一する告示

17 日 3003号 平成 月 27年3 ω 0 講習の場所 平成27年6月18日 (木曜日) 及び19日 (金曜日) の午前9時から午後5時まで

安 委 員 会 告

示

千葉県公安委員会告示第7号

この告示は、

公示の日から施行する。

規定による警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する 警備業法(昭和47年法律第117号。 平成27年3月17日 以下「法」という。 第22条第2項第1号の

千葉県公安委員会委員長 衎 藤

健太郎

講習に係る警備業務の区分 法第2条第1項第2号に規定する警備業務(以下「2号警備業務」という。)に係る

講習の期日及び時間

千葉市中央区新田町4番25号 パルサンライト2階

受講対象者

する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。)第7条 という。)の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当するもの 育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関 に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「指導教育責任者資格者証等」 2号警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教

(1) 最近5年間に2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

(2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。 る。) に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。) の交付 「検定規則」という。) 第4条に規定する1級の検定 (2号警備業務に係るものに限 以上

(3)検定規則第4条に規定する2級の検定(2号警備業務に係るものに限る。)に係る 継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの 合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、

(4)検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61 年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定す る1級の検定(2号警備業務に係るものに限る。)に係る旧検定規則第8条の合格証 (以下「合格証」という。) の交付を受けている者

第 1

(5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(2号警備業務に係るものに限 継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの)に係る合格証の交付を受けている警備員であって、 当該合格証の交付を受けた

受講定員

40 \

講習業務の委託

講習業務は、一般社団法人千葉県警備業協会に委託して実施する

受講申込手続等

(1) 受講申込手続 申込方法

付けの受講申込票に必要事項を記入し、最寄りの警察署(千葉県以外に住所を有す 受講を希望する者(以下「受講希望者」という。)は、 千葉県内の各警察署に備

る者にあっては、千葉県内の最寄りの警察署)に提出すること。

申込みは、受け付けない。 なお、郵便又は信書便により送付する方法による申込み及び本人以外の者が行う

受講申込票受付期間等

平成27年5月11日(月曜日)から15日(金曜日)までの午前9時から午後

受講者決定通知

受理した警察署を経由して受講希望者に対し受講者決定通知を行う。 なお、受講希望者が受講定員を超過した場合は、抽選により受講者を決定する。 受講申込票の受付期間終了後、千葉県公安委員会が受講者を決定し、 受講申込票を

(3)受講手続等

受講手続

を記入し、添付書類とともに受講申込票を提出した警察署へ提出すること。 受講者として決定された者は、講習規則別記様式第1号の受講申込書に必要事項

受講申込書受付期間等

平成27年6月1日(月曜日)から5日(金曜日)までの午前9時から午後5時

ウ 添付書類

(ア) 4 (1) に該当する者

「警備業務従事証明書」という。)、履歴書及び指導教育責任者資格者証等の写 2 号警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る書面

(イ) 4 (2) に該当する者

合格証明書の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し

(4) 4 (3) に該当する者

Ή

4 (4) に該当する者 合格証明書の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し

27年3月 第13003号 壬 ω 0 及び能力に関する検定を次のとおり実施する。 千葉県公安委員会告示第8 (1)受検定員 (1) 受檢申込手続 (2)受検資格 (4)受講手数料等 警備業法(昭和47年法律第117号)第23条第1項の規定により、警備員等の知識 則」という。) 第1条第2号に規定する施設警備業務 線3476 受検申込手続等 受検定員及び受検資格 検定に係る学科試験及び実技試験の実施場所 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。 講習に関する問い合わせ先 検定に係る学科試験及び実技試験の実施期日 平成27年3月17日 Y 千葉市美浜区高洲三丁目8番5号 平成27年6月25日 (木曜日) 午前9時から午後5時まで 検定に係る警備業務の種別及び級 千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備業係 A 4 千葉県内に住所を有する者又は千葉県内の営業所に属する警備員 30λ 属する警備員である場合にあっては、その営業所の所在地を含む。)を管轄する警 付けの受検申込票に必要事項を記入し、住所地(受検希望者が千葉県内の営業所に 申込方法 受講手数料 納入方法 受検を希望する者(以下「受検希望者」という。)は、千葉県内の各警察署に備 なお、既納の受講手数料は、遠付しない。 千葉県収入証紙により、受講申込書提出時に納入すること 14,000円 4 (5) に該当する 合格証の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し 合格証の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し 千葉県公安委員会委員長 ヴェルシオーネ若潮 電話043(201)0110 2 在 藤 健太郎 以下 「規 长 6 (3) 検定申請手続等 (4) 檢定手数料等 (2) 受検者決定通知 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、 線3476 問い合わせ先 4 受理した警察署を経由して受検希望者に対し受検者決定通知を行う 千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備業係 ウ 添付書類 (ア) 住所地を疎明する書面 (千葉県内の営業所に属する警備員にあっては、その営 (イ) 写真2枚(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長 受検申込票の受付期間終了後、千葉県公安委員会が受検者を決定し、 察署に提出すること。 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の新設の届出 なお、受検希望者が受検定員を超過した場合は、抽選により受検者を決定する。 申込みは、受け付けない。 入し、添付書類とともに受検申込票を提出した警察署へ提出すること。 検定手数料 受檢申込票受付期間等 納入方法 16,000円 業所に属することを疎明する書面) 檢定申請受付期間等 検定申請手続 千葉県収入証紙により、検定申請時に納入すること さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に 平成27年6月1日(月曜日)から5日 受検者として決定された者は、規則別記様式第1号の検定申請書に必要事項を記 平成27年5月11日(月曜日)から15日 なお、既納の検定手数料は、還付しない。 氏名及び撮影年月日を記入したもの) なお、郵便又は信書便により送付する方法による申込み及び本人以外の者が行う 公 (金曜日)までの午前9時から午後5時 電話043 (201) 0110 (金曜日)までの午前9時から午後 告

受検申込票を

大規模

K

			<u>第 1</u>	3	0 0	3	号				Ŧ				<u>葉</u>			Ę	1			報		<u> </u>	成	27 ^소	年 3	月	17	日((火)	雇日)		
11	1	0	9		8		7		6		5		4		3						_	ē	2			1	<u> </u>		_	葉県	すべい	な	その	小売店	
車場の自動車の出入口の数	午前九時三十分から翌午前零時三十分まで「牙箸カ駅車場を利用することかてきる眼間帯	ぶ 主軍易と引用しることができる専引時刻は午前十時、閉店時刻は午前零時	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	二〇立方メートル	廃棄物等の保管施設の容量	一六六平方メートル	荷さばき施設の面積	七六台	駐輪場の収容台数	五九台	駐車場の収容台数	一、四八九平方メートル	大規模小売店舗内の店舗面積の合計	平成二十七年十一月四日	大規模小売店舗の新設をする日	柏市若柴六九番地の一ほか	株式会社三和 代表取締役 石原健ほか	ロ 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等	東京都台東区上野七丁目一四番四号	大和情報サービス株式会社 代表取締役 藤田勝幸	イ 大規模小売店舗を設置する者の氏名等	名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏	柏北部中央地区一体型特定土地区画整理事業一八二街区三ほか	(仮称)大和情報サービス(株)貸店舗柏の葉複合店舗	大規模小売店舗の名称及び所在地	届出の概要	千葉県知事 鈴 木 栄 治	平成二十七年三月十七日	葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。	、べき事項について意見を有する者は、平成二十七年三月十七日から七月十七日まで、千	なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮	の届出及び添付書類は、平成二十七年三月十七日から七月十七日まで縦覧に供する。	店舗の新設について次のとおり届出があった。	
6 駐輪場の収容台数	一三五台 ・ 野車場の収容音響	主重易つ又二、五五七	4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計	平成二十七年十一月四日	3 大規模小売店舗の新設をする日	茨城県つくば市西大橋五九九番地一	株式会社ワンダーコーポレーション 代表取締役 日下孝明	ロ 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等	茨城県つくば市西大橋五九九番地一	株式会社ワンダーコーポレーション 代表取締役 日下孝明	イ 大規模小売店舗を設置する者の氏名等	名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏	印西市泉野三丁目一、一八六番五ほか	ワンダーグー千葉ニュータウン店	1 大規模小売店舗の名称及び所在地	一届出の概要	千葉県知事 鈴 木 栄 治	平成二十七年三月十七日	葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。	すべき事項について意見を有する者は、平成二十七年三月十七日から七月十七日まで、千	なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮	その届出及び添付書類は、平成二十七年三月十七日から七月十七日まで縦覧に供する。	小売店舗の新設について次のとおり届出があった。	小売	大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の新設の届出		千葉県商工労働部経営支援課及び柏市経済産業部商工振興課	三 縦覧場所	平成二十七年三月三日	二 届出年月日	午前六時から午後十時まで	12 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	二か所	<u>pc</u>

平成 2	27 年	E 3	月 1	7 日	(,	火曜	¦∃/				千				葉			Ē	<u>.</u>			報				绀	፯ 1	3 (0 0	ვ ₹	<u>1</u>			
3	· · ·		2	<u>. н</u>		1	<u></u>			葉胆	す	<i>t</i> 2	そ	小					Ξ		二	<u> </u>	12		11		10	<u> </u>	9	<u> </u>	8		7	
(仮称)SDG5市原五井店 変更前の大規模小売店舗の名称	市原市青柳北二丁目三番地の一	ツルヤマテクノス株式会社 代表取締役 鶴山孝行	4 大規模小売店舗を設置する者の氏名等	市原市更級一丁目九番四ほか	TTECビル	- 大規模小売店舗の名称及び所在地	届出の概要	千葉県知事 鈴 木 栄 治	平成二十七年三月十七日	県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。	べき事項について意見を有する者は、平成二十七年三月十七日から七月十七日まで、千	なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配膚	この届出は、平成二十七年三月十七日から七月十七日まで縦覧に供する。	売店舗の変更について次のとおり届出があった。	大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模	大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出		千葉県商工労働部経営支援課及び印西市環境経済部経済政策課	縦覧場所	平成二十七年三月三日	届出年月日	午前六時から午後十時まで	1 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	三か所	1 駐車場の自動車の出入口の数	午前九時三十分から午後九時三十分まで	2 来客が駐車場を利用することができる時間帯	開店時刻は午前十時、閉店時刻は午後九時	大規模小売店舗	一八立方メートル	廃棄物等の保管施設の容量	七七平方メートル	- 荷さばき施設の面積	九〇台
一 大規模小売店舗の名称及び所在地 千葉県知事 鈴 木 栄 治	平成二十七年三月十七日	成二十七年三月十七日から四月十七日まで縦覧に供する。	なお、当該意見は、千葉県商工労働部経営支援課及び成田市経済部商工課において、平	おり成田市から意見を聴取した。	大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、次のと	大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見の概要		災害時における地域への貢献策についても具体的な御配慮をいただきたい。	また、当該協定に係る事項のほか、駐車場等店舗敷地の避難場所としての提供など、	る協定」の締結について御配慮をいただきたい。	十 本市の防災対策の推進のため、「災害時における防災活動協力(物資の供給)に関す	慮 三 意見の概要	東京都千代田区丸の内一丁目五番一号	三菱UFJリース株式会社 代表取締役 白石正	模 二 大規模小売店舗を設置する者の氏名等	成田市赤坂三丁目四番一号	カスミ成田赤坂店	一 大規模小売店舗の名称及び所在地	千葉県知事 鈴 木 栄 治	平成二十七年三月十七日	成二十七年三月十七日から四月十七日まで縦覧に供する。	なお、当該意見は、千葉県商工労働部経営支援課及び成田市経済部商工課において、平	おり成田市から意見を聴取した。	大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、次のと	大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見の概要		千葉県商工労働部経営支援課及び市原市経済部商工業振興課	三 縦覧場所	平成二十七年三月四日	二 届出年月日	平成二十六年九月十八日	5 変更年月日	TTECビル	4 変更後の大規模小売店舗の名称

<u>§ 1</u>	3 0	0 (3号		
第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供	たので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法	平成二十七年三月十七日佐倉市の変更に係る佐倉都市計画道路の関係図書の送付があっ	都市計画道路の関係図書の縦覧	 平成二十七年三月十七日	の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

平成二十七年三月十七

する。

教 育 委 員 会 教 育 長 公

告

千葉県知事

鈴

木

栄

治

2

千葉県公立学校教員採用候補者選考を次のとおり実施する。 教育公務員特例法 平成二十七年三月十七日 公立学校教員採用候補者選考の実施 (昭和二十四年法律第一号)第十一条の規定により、 平成二十八年度 三

千葉県教育委員会教育長 瀧 本

及 び 選考 選考の区分並びに選考の対象となる職及び教科(科目) 般 考区分 特例 選考 高等学校の教諭 学校の教諭等 中学校の教諭等 小学校の教諭等 学校又は高等 書道 国語 技術 産 (機械 美術 情 報 社会(地理歴史 保健体育 電気 教 農業(園芸 建築 家庭 科 工業化学) 公民) 英語 食品製造 (科 目 商業 学 畜産) 理科 福 祉 工業 音楽 水 七

注

- 教諭等とは、 教諭及び任用の期限を付さない常勤の講師をいう。
- 2 師とする。 日本国籍を有しない者を任用するに当たっては、任用の期限を付さない常勤の講
- 志願者の資格
- (昭和二十二年法律第二十六号) 第九条各号のいずれにも該当しない者であること。 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第十六条各号及び学校教育法
- 有する者又は平成二十八年三月三十一日までにこれを取得する見込みの者であるこ 百四十七号)に規定する普通免許状をいう。ただし、実習に係る免許状を除く。)を 志願する職及び教科に相当する普通免許状 (教育職員免許法 (昭和二十四年法律第
- 3 する教職経験者については、 昭和五十年四月二日以降に生まれた者であること。ただし、特別選考及び別に指定 昭和三十一年四月二日以降に生まれた者であること。
- 4 選考期日 特例選考及び特別選考については、別に指定する要件に該当する者であること。

平成二十七年七月十二日 (日曜日)

兀 選考場所

寬

は北海道札幌市内の国立大学(志願者には別途指示する。 千葉市、 市川市若しくは船橋市内の公立学校又は岩手県盛岡 市、 秋田県秋田市若しく

五. 志願書の提出方法等

月十二日(火曜日)までの消印があるものを有効とする。 志願書の提出方法は、郵送によるものとし、平成二十七年四月六日(月曜日)から五

六 志願書の提出先

千葉県教育庁教育振興部教職員課及び各教育事務所並びに千葉市教育委員会教職員課 志願する選考区分、職及び教科により別に指示する。

のうちから、

その他

- 志願書の用紙は、次のいずれかの方法により入手すること。
- 千葉県教育委員会のホームページからダウンロードする方法
- 所(東京都千代田区平河町二丁目六番三号都道府県会館十四階) ける方法 千葉県教育庁教育振興部教職員課、各教育事務所及び分室並びに千葉県東京事務 において交付を受
- 選考の詳細については、 別に実施要項が作成されるので参考にすること。

2 3

平成 27 年 3 月 17 日

(火曜日)

特別支援学校

0

養護教諭

特別

選考

養護教諭 教諭等

高等学校の教諭

看

護

祉

水産

象とした選考に

体障害者を対

全ての

一般選考及び特例選考並びに特別選考

よる教諭等

この選考について不明な点がある場合は、 千葉県教育庁教育振興部教職員課任用室 次に問い合わせること。

電話〇四三(二二三)四〇四三

七

3003号 平成 27 年 3 月 (火曜日 85番地 ③平成27年1月9日 ④横河医療ソリューションズ株式会社 東京都杉並区 地の1 ③平成27年1月9日 氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 荻窪四丁目30番16号藤澤ビルディング9階 氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の Ш 目17番15号 ⑤30,672,000円 ⑥一般競争入札 ⑦平成26年11月28 所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の 入札 ②平成26年11月28日 [掲載順序] (ある。 この特定調達公告に掲載される入札公告等は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるもので [掲載順序] 平成二十五年三 ①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び ①画像情報統合管理システム ①入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項 ①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び 次のとおり落札者等について公告する。 ①X線骨密度測定装置 ①入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項 次のとおり落札者等について公告する 平成27年3月17日 平成27年3月17日 落札者等の公告 落札者等の公告 段 |月二十九日付け県報号外第一七号中 特 正 **一**共 定 一式 ②千葉県立佐原病院事務局 香取市佐原イ2,2 ④株式会社イノメディックス ②千葉県こども病院事務局 調 千葉県病院局長 千葉県病院局長 達 ⑤61,344,000円 公 千葉市綠区辺田町579番 誤 東京都文京区小石川四丁 告 (行政改革推進課) 釆 釆 正 哩 哩 ⑥一般競争 槃 鐭 Ξ \pm 兀 上 後ろか 5 同号ただし書 て所掌するものを除く」 「。ただし、薬務課におい

購読料

本 月 号 ぎ め

箇月一

三六円円

(送料を含む。

発

者

千葉市中央区市場町一番

一号

〇四三 (二二三) 二六五八

一部売り申し込み先定期購読申し込み先

部部

八